

政務活動調査報告書

調査日	平成30年8月7日（火）
視察場所	神奈川県 横浜市
調査項目	耐震化を促す戸別訪問事業について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：437.56 km ² 人口：3,724,844人 人口密度：8,336.99人/km ² 世帯：1,700,088世帯 経常収支比率：95.2% 実質公債費比率：17.0%

<事業開始の経緯、背景>

1 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正

平成28年熊本地震での被害状況を踏まえ、平成28年10月に「社会資本整備総合交付金交付要綱」が改正され、平成29年度に限り、住宅の耐震改修補助額に30万円を加算することが出来るよう、補助制度の拡充がされました。

拡充された新たな補助制度の活用にあたっては以下の要件が定められました。

- ・緊急耐震重点区域の設定
- ・緊急耐震重点区域内の住宅に対する戸別訪問等の実施
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

2 補助制度の拡充に伴う横浜市の対応

横浜市では、木造住宅の耐震化について更なる加速を図る為、拡充された新たな補助制度を活用することとし、緊急耐震重点区域を全市域として設定し、区域内の木造住宅に対し戸別訪問を実施することとしました。



<戸別訪問事業の概要>

1 事業主体

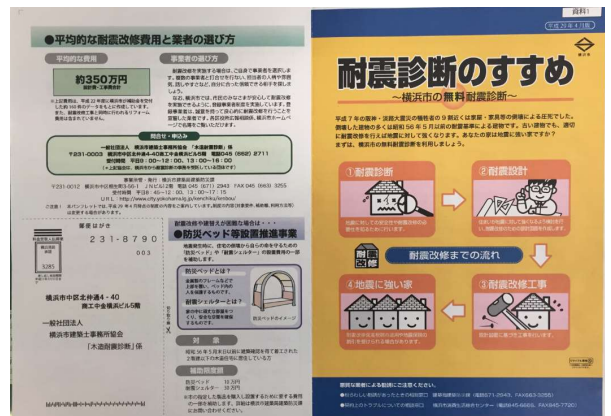
ア) 委託業者

営業職目を「労働者派遣業務」とする市内事業者のうち、公募型指名競争入札によ

り選定し、委託を行う。公募は2回行われ、2回とも1者の応募となる。

なお、戸別訪問にあたっては、旧耐震基準の住宅の位置を明記した地図を使用する等、個人情報を取り扱うこととなるため、

「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合することを入札参加条件にしました。



イ) 協定業者

「横浜市木造住宅耐震改修促進 設計・施工事業者登録制度」に基づいて登録された市内事業者約300者のうち、戸別訪問にご理解・ご協力頂ける約90者に依頼を行いました。

<これは、無償で行ってもらうため、インセンティブを用意しました>

- ・戸別訪問時の配布資料に訪問を行った事業者名を記載できること
(パンフの下の空いているところ)
- ・協定を締結した旨を、横浜市ホームページ等で公表する。

○善意でご協力を頂いていることによります。

ウ) 市職員

戸別訪問事業の委託及び協定業者への依頼に先立ち、市職員が戸別訪問を実施するなどをおこない、協定事業者、委託事業者に的確に指示が出せるようにした。

2 実施主体別の訪問戸数の内訳

	委託業者	協定業者	全体
実施期間	平成29年 2月から10月	平成29年 3月から8月	平成29年 2月から10月
訪問戸数	約11万8千	約4万4千	約16万2千

3 戸別訪問の内容

ア、 補助事業の内容

横浜市が実施している耐震改修補助事業等について、以下の3点の内容をご案内

- 1、 無料で耐震診断を実施できること
- 2、 耐震改修工事費用の補助を受けられること
- 3、 防災ベット等の設置費用の補助を受けられること



イ、 耐震改修工事費用の補助金の限度額拡充のご案内

平成29年度に限り、耐震改修工事費用の補助金の限度額が30万円加算されることをご案内する。

4 事業の成果

「耐震改修の必要性について意識していなかった」「横浜市補助事業を知らなかった」という意見が一定数あり、そういった市民に対する戸別訪問による周知・啓発は効果は大きく、各種補助事業の申請件数の増加等の成果に繋がった。

	平成28年度	平成29年度	申請件数比 (平成29年度/平成28年度)
耐震診断	342件	560件	1.63倍
訪問相談	185件	350件	1.89倍
耐震改修	21件	101件	4.80倍

<市職員と事業者の連携>

協定事業者への依頼にあたり、戸別訪問時の配布資料に訪問を行った事業者名を記載できること、協定を締結した旨を横浜市のホームページ等で公表するなど、善意でご協力頂ける協定業者に対するインセンティブを用意しました。

<利用者の声・評価>

委託業者及び協定業者からの報告のほか、横浜市職員が戸別訪問を実施する中でも、補助事業を知らないとの声が多くありましたが、戸別訪問を実施後における各補助の申請件数の増加が顕著なことから、補助制度の認知度が高まったと考えている。

耐震診断の実施後に行う所有者からのアンケートにおいても、戸別訪問の実施が耐震診断の実施に大きく寄与したとの回答が得られています。

<課題及び今後の展開>

建築物の老朽化とともに所有者の高齢化も進んでおり、資金的な不安などから耐震化に踏み出しにくいことが課題の一つであると考えています。そこで、戸別訪問時には平成29年度末までとしていた耐震改修工事費用の補助金の限度額の拡充を、平成30年度末までに継続することとしました。

また、横浜市における人口のピークは平成31年度、世帯数のピークは平成42年度と推定されており、新築着工数の伸びが鈍化していくことが予想され、ストック活用の視点が必要と考えています。そこで、耐震改修工事費用の

補助と、住まいのエコリノベーションの補助との併用することができるよう、制度改正を行いました。

これからの制度のさらなる周知・啓発を図り、今後の耐震化アップに繋げていきます。

<所 感>・・・畑尻宣長

平成 28 年 10 月に「社会資本整備総合交付金交付要綱」が改正され、平成 29 年度に限り、住宅の耐震改修補助額に 30 万円を加算することが出来るよう、補助制度の拡充がされました。本市においても制度を活用し上乗せした補助制度を実施しました。結果は、前年度よりも伸びたものの積極的に活用されたようには思えませんでした。横浜市では耐震改修は、前年度比で 4.8 倍の成果が得られていました。それは横浜市が取り組んだ戸別訪問事業の効果だと思い、詳しく事業内容について、教えて頂きました。

補助制度の活用にあたって、大きく 3 点の要件が必要でした。一つ目は、緊急耐震重点区域を設定すること、二つ目は、緊急耐震重点区域内の住宅に対する戸別訪問等の実施をすること、三つ目は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定することでした。横浜市では、重点区域を全市域と定めることで、戸別訪問を全市域の対象建築物に実施することになるのですが、費用面もそうですが、この短期間で行えるよう制度設計されたことはすごいことであると感じました。すぐさま、営業職目を「労働者派遣業務」とし市内事業者のうち、公募型指名競争入札により選定し、委託を行いました。公募の状況は 2 回行われ、2 回とも 1 者の応募となりました。やはり、戸別訪問にあたっての条件として、旧耐震基準の住宅の位置を明記した地図を使用する等、個人情報を取り扱うこととなるため、「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合することが入札参加条件にしたことによると思いました。これくらい厳密でないと様々な事故につながりかねないとも思いました。この委託業者が、約 11 万 8 千件を訪問し、協定業者として「横浜市木造住宅耐震改修促進設計・施工事業者登録制度」に基づいて登録された市内事業者約 300 者のうち、戸別訪問にご理解・ご協力頂ける約 90 者に依頼をし、約 4 万 4 千件を訪問しました。

このように、国が上乗せするに当たり、すぐさま、全市域を対象として進められたことは、本市としても学ぶべきところであると思います。平成 29 年度のみ国からの上乗せ補助です。そこに標準を当て結果に結び付けていくところは、日頃から検討していないとすぐアクションが起こせないことであると思いますし、常に問題意識があったと職員の方から感じました。また、市民の方からの声として、「補助事業を知らないとの声が多くありました」とあり、始まりは、知ってもらうところから始まると思います。本市でも知らない方が多いと思います。いくら市政だよりでお知らせしているとはいえ、意識をもって見て頂いている方が多くいるとは思えません。たいていの方は、うちには関係ないと思っているのではないのでしょうか。そこで、訪問ししっかり話を聞いてもらうことで、理解し、意識してもらえるのではないかと感じました。それは、業者をお願いする前に、職員が訪問を実施することで、実際に起こりうるであろう問題点を出していたことにも感心しました。そうすることで業者をお願いしたときに起こるトラブルを事前に回避できたと思います。これから、本市で知っ

てもらふためにも、訪問事業を展開して頂き、いつ起こるかわからない地震に備える必要があると、提案して参りたいと考えています。さらに、横浜市では、次の手として、ストック活用の視点から、耐震改修工事費用の補助と、住まいのエコリノベーションの補助との併用することができるよう、制度改正を行いました。次々と手を打つことで、関心を持ってもらっているうちに行動してもらふ工夫がされています。こういった考え方も大変参考になりました。

以上